平成30年度の入札に係る基本的な取り扱いについて

本市の建設工事及び建設工事関連業務について、入札・契約制度の適正化及び公共工事の品質確保を図るとともに、地元建設業の振興と地方経済の活性化に配慮し、次のとおり取り扱います。

1 指名競争入札の対象範囲について

現在、指名競争入札の対象範囲を2,000万円未満としていますが、平成30年度は、入札事務の効率化による事業の早期着手を図り、更なる品質の向上と地元建設業者の育成のため、当分の間5,000万円未満まで拡大します。

2 発注基準等について

発注基準等については、次のとおり取り扱うものとします。

(1) 格付している工種について

十木一式工事 ABC級

建築一式工事 AB級

舗装工事 AB級

上記以外の工種については、格付していません。

(2) 発注基準金額について

土木一式工事のB級に対する発注基準金額を改正します。

工種	等級	発 注 基 準 金 額
土木一式工事	A	700万円以上
	В	300万円以上 <u>3,500万円</u> 未満
	С	1,000万円未満
建築一式工事	A	500万円以上
	В	3,000万円未満
舗装工事	A	130万円超
	В	1,000万円未満

(3) 指名基準数について

発注見込み金額	指 名 業 者 数
500万円未満	5者以上
500万円以上	6者以上
1,000万円以上	8者以上
5,000万円以上	10者以上
10,000万円以上	12者以上

3 入札時における積算内訳書提出の取り扱いについて

予定価格1億5千万円以上の案件については、国の例示(土木:工種まで、営繕: 科目別内訳まで)に相当する項目を記載し、入札時に提出してください。

なお、予定価格1億5千万円未満の案件については、現行の様式を継続します。

4 現場代理人の常駐義務緩和措置について

足利市が発注する工事で請負金額3,500万円未満の工事2件までの兼任を認めていますが、引き続き緩和措置を継続します。